

アスベスト発生施設 400 工場・事業場名公表 環境省



The Knights

大気汚染防止法では人の健康に被害を生じる恐れのある粉じんを一般粉じんとは別の「特定粉じん」として扱っており、「特定粉じん」には現在、アスベストが指定されています。環境省は平成 18 年 9 月 8 日、この大気汚染防止法で「特別粉じん(アスベスト)発生施設」として、18 年 8 月 31 日時点で都道府県などに届け出されている工場・事業場(以下「工場等」)の名称を改めて発表しました。

今回の発表は 17 年 11 月 7 日に発表された内容の修正版です。施設情報として公表されている内容は、(1) 工場等の名称、所在地、(2) 製造している(製造していた)アスベスト関連製品の種類、(3) 工場等の使用開始・使用廃止時期、(4) 特定粉じん発生施設数、(5) 現在のアスベスト関連製品の製造状況などです。

17 年 11 月 7 日の発表では「特定粉じん発生施設」の総届出施設を 398 工場等、製造・加工中の工場等を 39 としていましたが、今回の発表では、その後の状況変化や新たに判明した工場等についての情報を訂正・追加。総届出施設は 400 工場等で、製造・加工中のものは 13 としています。

17 年度大気汚染防止法施行状況調査によると、製造・加工中の工場等が 113 工場でしたが、17 年 8 月には 42 工場等、同年 11 月には 39 工場等となり、今回の調査における 18 年 8 月末時点では 13 工場等と減少しています。環境省は、労働安全衛生法施行令の改正により、代替が困難な一部製品を除きアスベストの使用が全廃されたことから、製造・加工中の工場等は今後更に減少していくと推定しています。

当社では、大気・建材等のアスベスト分析を行っております。お気軽にお問い合わせください。

資料 2006 年 9 月 8 日付 EIC ネット

環境分析箇所 重田郁美